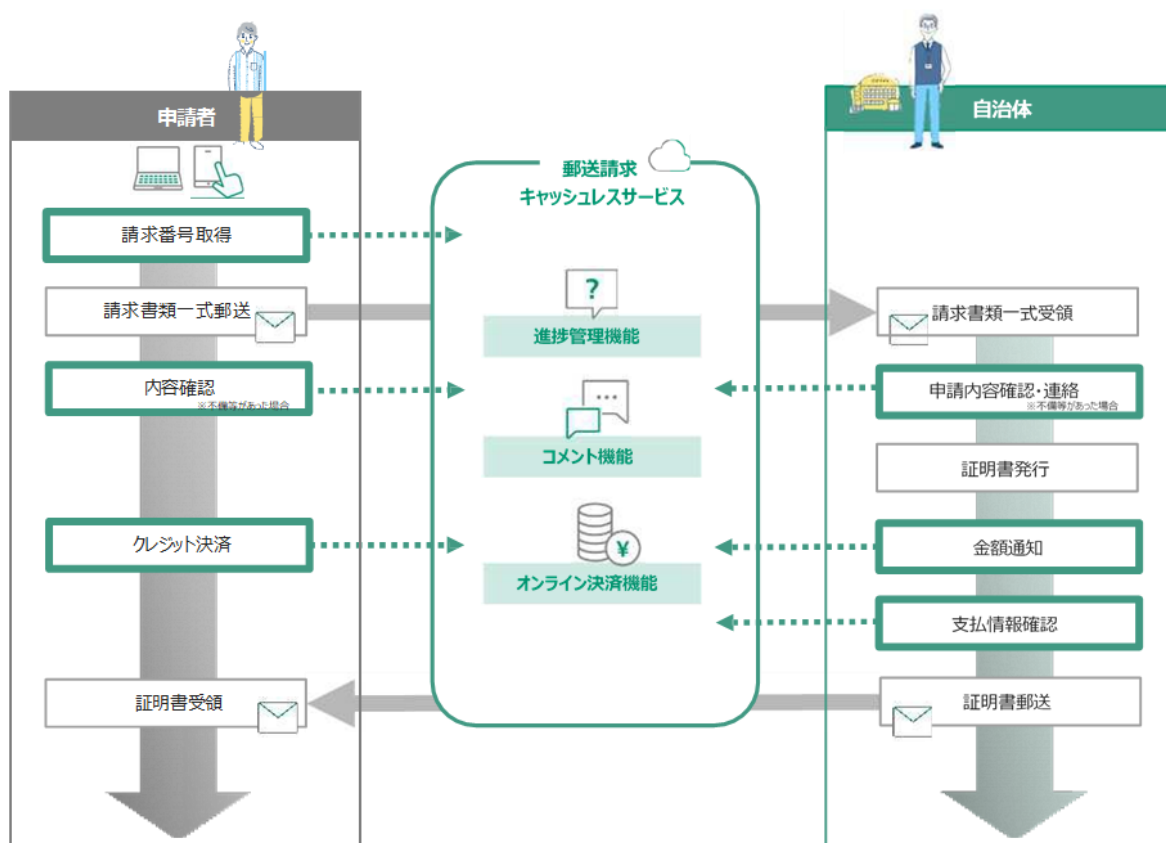


—— 全国の自治体で順次拡大中！ ——

戸籍・住民票等の郵送請求が キャッシュレスで可能に

交付手数料として従来ご用意いただいていた
＼ 定額小為替の送付が不要に ／



- 本サービスが利用可能な自治体名は、システム内の「請求先自治体選択画面」にてご確認ください

▼ 郵送請求キャッシュレスサービスはこちら



<https://cashless.publicserviceplatform.com>



志摩市役所 市民課

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

郵送での戸籍謄抄本等の取り寄せについて

◇戸籍謄抄本・除籍謄抄本・戸籍附票・身分証明書等は、本籍地で発行します。

本籍地が志摩市にある場合は、下記の要領で郵送によって取り寄せることができます。

■次の①～④を同封し、志摩市役所 市民課 郵送請求担当に請求して下さい。

①申請書

戸籍謄抄本等交付申請書に必要事項を記入して下さい。

PCで作成された書面には、署名または押印が必要です。

※昼間連絡のつく電話番号（自宅、携帯、勤務先等）を必ず記入して下さい。

②手数料

普通為替または定額小為替（ゆうちょ銀行にて取り扱い）を準備して下さい。

※為替には何も記入しないで下さい。

クレジットカードを使用したキャッシュレス決済も可能です。詳しくは1ページ目をご覧ください。

〔手数料〕 戸籍謄抄本 1通450円 除籍謄抄本 1通750円

戸籍附票 1通300円 身分証明書 1通300円

注) 出生から死亡までの戸籍は、複数に及ぶ場合がほとんどで、通数は個人によって異なります。

平均で750円×4通＝3000円程度かかります。（追納をお願いすることもあります）

③返信用の封筒

封筒に返送先の住所（住民登録地に限ります）・氏名を記入し、郵便切手を貼って下さい。

※速達・特殊郵便等を希望される場合はその旨を記入のうえ、送料を追加して下さい。

※送料が超過した場合は、不足分を受取人払いとさせていただきます。

④本人確認書類

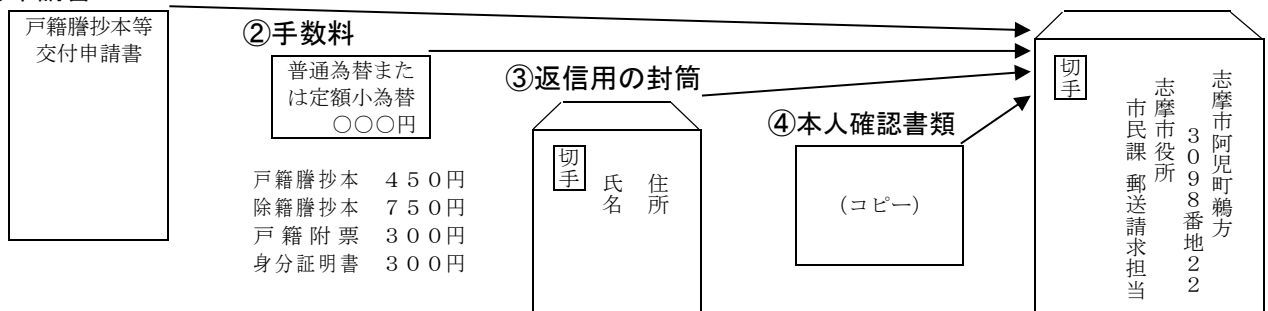
運転免許証・個人番号カード（写真付）・その他官公署発行の顔写真付身分証明書、または資格確認書などで氏名・住所が印字されているもの（各自で記入したものは不可）のコピー

※上記の本人確認書類がない場合は、事前に市民課にご相談下さい。

注) 申請者と必要な人との続柄が確認できる戸籍が必要な場合があります。（志摩市の戸籍で確認できない場合）

注) 代理人からの請求の場合は、委任状が必要です。また、第三者からの請求の場合は疎明資料が必要です。詳しくは、市民課にご相談下さい。

①申請書



(注) 配達の日数と役所の処理日数が必要となりますので、日数に余裕をもって申請して下さい。

【問合せ・請求先】 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

志摩市役所 市民課 郵送請求担当

TEL (0599) 44-0210 FAX (0599) 44-5260

戸籍謄抄本等交付申請書

(宛先) 志摩市長

下記のものを、送付していただきますようお願いします。

1	戸籍	全部事項証明書（謄本）	（４５０円）	通
		個人事項証明書（抄本）〔氏名〕	（４５０円）	通
2	☐ 除籍（全員が消除された戸籍） ☐ 改製原戸籍（昭和・平成）	全部事項証明書（謄本）	（７５０円）	通
3	出生から死亡までの戸籍〔氏名〕（手数料は別紙参照） ※出生から死亡までの戸籍は複数枚になることがあります。			各 通
4	戸籍附票の写し ☐ 本籍・筆頭者入り ※1通ですべての住所の記載があるとは限りません。 ☐ 在外選挙登録地入	全部	（３００円）	通
		個人〔氏名〕	（３００円）	通
証明が必要な住所：				
5	身分証明書〔氏名〕（３００円） ※本人以外の申請の場合は委任状が必要			通
6	独身証明書〔氏名〕（３００円） ※本人申請のみ			通
7	その他〔〕			通

(1) 本 籍 三重県志摩市 番地

(2) 筆頭者（亡くなっても変わりません） 氏 名

(3) 証明が必要な事項（例：〇〇の戸籍謄本、〇〇との親子関係のわかる戸籍、〇〇の死亡記載の戸籍）

(4) 必要とする理由（提出先など）

(5) 1か月以内に戸籍の届出をされた方は記入して下さい。
☐出生届 ☐死亡届 ☐婚姻届 ☐離婚届 ☐その他（ ）
月 日に 市・町・村へ届出

(6) 申請者（返送先）

住 所	〒		
フリガナ 氏 名 (PC作成時は 要押印)			生年月日
明・大・昭・平・令 年 月 日			
必要の方 との続柄		昼 間 の 連 絡 先	()

・偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けたものは刑罰が科されます。

・プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。

※代理人からの請求の場合は、委任状が必要です。また、第三者からの請求の場合は疎明資料が必要です。